

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】が開催される（内閣府） 1

◆子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】が開催される（内閣府）

令和2年2月21日、内閣府は、標記説明会について、「動画」と「資料」をホームページに掲載しました。

■内閣府ホームページ

内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 自治体向け説明会等 > 子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/r020221/index.html>

〔動画〕（保育所・認定こども園等関連部分ゴシック表記：全国保育協議会事務局）

1. 令和2年度当初予算案について
2. 令和2年度の公定価格（案）等について
3. 幼児教育・保育の無償化について
4. 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しについて
5. 地方分権に係る地方からの提案等に対する対応方針について
6. 地域子ども・子育て支援事業について
7. 保育教諭の資格特例等について
8. 子ども・子育て支援新制度における市町村の確認指導監査について
9. 子ども・子育て支援全国総合システム等情報公表事業について
10. 就労証明書の標準的な様式の活用について
11. 児童手当に係るマイナンバーによる情報連携について
12. 子供の貧困対策について
13. 企業主導型保育事業について

〔資料一覧〕（保育所・認定こども園等関連部分ゴシック表記：全国保育協議会事務局）

【資料 1】令和 2 年度当初予算案について

【資料 2-1】令和 2 年度公定価格の対応について

【資料 2-2】令和 2 年度単価表（案）及び【資料 2-3】留意事項通知について

【資料 2-4】処遇改善等加算の運用について

【資料 3-1】子ども・子育て支援臨時交付金について

【資料 3-2】令和 2 年度以降の子育てのための施設等利用給付交付金等の交付スケジュールについて

【資料 3-3】令和 2 年度以降の幼児教育・保育の無償化に係る事務費について

【資料 3-4】認可外保育施設の質の確保に向けた取組について

【資料 4】子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しに係る対応方針について

【資料 5-1】令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（関連部分抜粋）

【資料 5-2】地域型保育事業における「確認」の効力拡大について（分権一括法）

【資料 5-3】子育て短期支援事業の見直しについて

【資料 5-4】一時預かり事業の職員配置の見直しについて

【資料 5-5】社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件について

【資料 6-1】新・放課後子ども総合プランについて

【資料 6-2】放課後児童クラブの令和 2 年度予算案について

【資料 6-3】延長保育事業（夜間保育所）及び一時預かり事業（厚労省分）の充実について

【資料 6-4】一時預かり事業（幼稚園型 I）の充実について

【資料 7-1】保育教諭の資格特例について

【資料 7-2】保育教諭の教員免許更新制度について

【資料 8-1】都道府県が市町村職員向けに実施する確認指導監査に係る研修会事業について

【資料 8-2】子ども・子育て支援事業費補助金

【資料 8-3】市町村監査担当職員研修テキストの概要

【資料 9】子ども・子育て支援全国総合システム等情報公表事業

【資料 10】就労証明書の標準的な様式の活用について

【資料 11-1】児童手当制度における副本登録の運用ルール等について

【資料 11-2】児童手当制度における年金関係の情報連携に係る本格運用の開始時期について

【資料 11-3】令和元年度子ども・子育て支援事業費補助金

（児童手当に係るマイナンバー情報連携体制整備事業分）の国庫補助について（案）

【資料 11-4】児童手当に係るマイナンバー情報連携体制整備事業の実施について（案）

【資料 11-5】児童虐待・DV 事例における児童手当関係事務処理について

【資料 12】子供の貧困対策について

【資料 13】企業主導型保育事業（仕事・子育て両立支援事業費補助金）

【参考資料 1】保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見

【参考資料 2】教育・保育施設等における事故報告及び事故防止ガイドライン

【参考資料 3】教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告（令和元年）

【参考資料 4】子ども・子育て支援法の一部を改正する法律による
仕事・子育て両立支援事業の創設について

【参考資料 5】会計検査院の实地検査における指摘事項について

【参考資料 6】子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱（案）及び
保育士等の処遇改善取得促進等事業実施要綱（案）

【参考資料 7】市区町村独自の認可外保育施設の基準を定める条例について

資料1では、令和2年度予算案、資料2-1では、令和2年度公定価格の変更点が解説されています。資料2-3は、公定価格に関連して「留意事項」通知の案が示されています。

◆処遇改善等加算の運用の改善

資料2-4は、処遇改善等加算の運用の改善として、①処遇改善等加算Ⅱの要件について、加算額の配分方法の更なる柔軟化、②賃金改善の算定起点となる基準年度を「加算当年度の前年度」とすること等が示されています。

資料2-4から全国保育協議会事務局抜粋

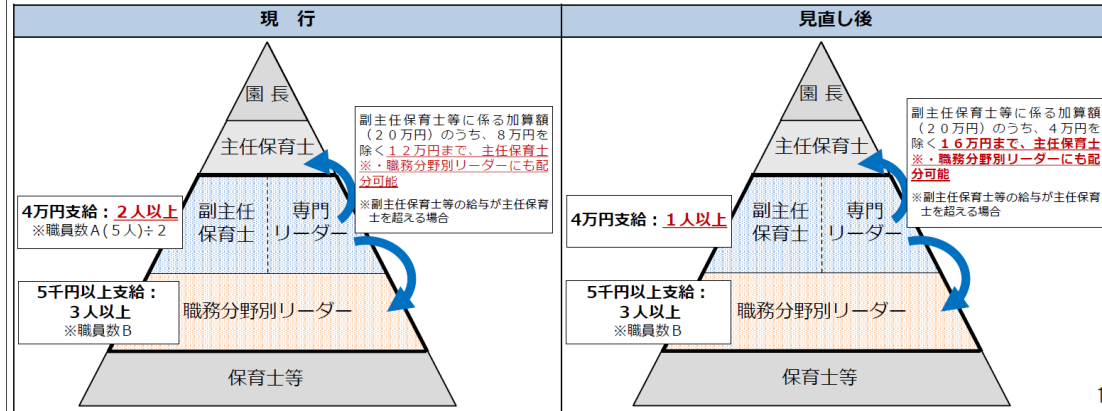
令和2年度における処遇改善等加算の運用の改善 資料2-4

- 各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じた柔軟な対応を可能とするため、保育士等の技能・経験に応じた**処遇改善等加算Ⅱの要件について、加算額の配分方法の更なる柔軟化**を図る。
- 事務負担等の軽減を図るため、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ共通で、賃金改善の算定起点となる**基準年度を「加算当年度の前年度」と**する。

処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の要件緩和

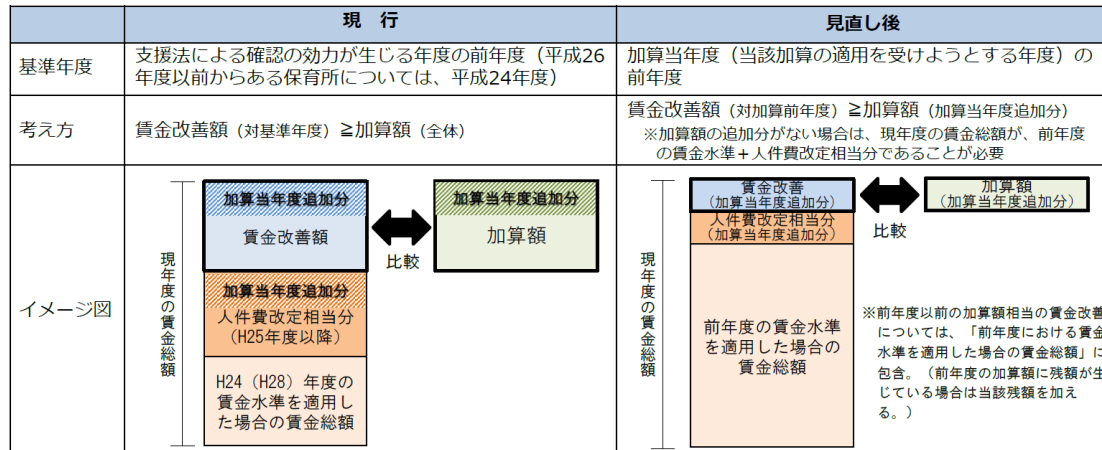
- 処遇改善等加算Ⅱのうち「副主任保育士等」に係る加算額については、**実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を一定数確保することを求めているが、各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じたより柔軟な対応を可能とするため、**現行の「4万円の加算額の算定対象人数の1/2（端数切捨て）以上」を「**1人以上**」に緩和する。
※「加算対象人数の1/2（端数切捨て）」がゼロとなる施設・事業所についてはゼロとする。

<定員90人（職員17人※）の保育所の場合のイメージ> ※園長1人、主任保育士1人、一般職員15人（保育士12人、調理員等3人）
4万円の算定対象人数(職員数A)：5人（一般職員数の1/3）、5千円の算定対象人数(職員数B)：3人（一般職員数の1/5）



基準年度の見直し

- 処遇改善等加算による賃金改善額について、現行は、**算定の起点となる基準年度が固定時点**となっており、処遇改善等加算ⅠとⅡによっても異なっているが、給与関係文書の保管や算定事務の負担を軽減するため、**処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ共通**で、基準年度を「**加算当年度の前年度**」に見直す。
- その際、**毎年度の賃金改善の確認（加算額と賃金改善額の比較）**は、当該施設・事業所において**加算当年度に新たに講ずべき処遇改善に係る部分に特化**して行うこととする。
※ 国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている施設などこれにより難い施設については、加算当年度の3年前の年度を基準年度として選択することを可能とする。（令和2年度は、現行の基準年度可。）
※ 前年度に処遇改善等加算を取得していない場合は「直前の加算を取得した年度」とする。（新たに処遇改善等加算を取得する場合の取扱いは現行と同じ。）
※ 新たに講ずべき処遇改善とは、例えば、加算当年度の公定価格における加算率の改定のほか、新たな加算適用、加算前年度からの加算率の増加（キャリアパス要件の充足等）等が想定される。



- 一方で、「子育て支援に関する行政評価・監視」（平成30年11月 総務省行政評価局）において、一部の保育従事者等に偏った賃金改善がなされているなど加算の目的に照らして不適切と考えられる事案があったとの指摘を受けている。
- このため、基準年度の見直しと併せ、処遇改善の対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職員に重点的に講じられるよう、昨年11月に示した職員ごとの賃金改善額を確認する様式を賃金改善計画書・実績報告書の添付書類として通知上で位置付け、令和2年度に提出される令和元年度処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱに係る実績報告書から適用する。
- 加えて、現行、都道府県、指定都市及び中核市が行うことになっている処遇改善等加算の認定に係る事務・権限に関して、認定事務等を円滑に行うため、都道府県と加算認定の実施を希望する市町村との間で協議が調った場合に、当該市町村に委譲することを可能とする。
 なお、施設・事業所に所在地外の市町村からの広域利用者がある場合であっても、他の加算と同様に施設・事業所の所在地市町村において加算認定に係る事務を行うこととし、広域利用者の居住地市町村に対しては、適宜、認定の見直し、結果等を知らせることとする。

◆社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件

資料 5-5 には、既存の社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合、国や地方公共団体以外からの不動産の貸与により可能となること（令和2年4月1日適用）が示されています。

資料 5-5 から全国保育協議会事務局抜粋

社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件について 資料5-5

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)(抄)

(19) 社会福祉法(昭26法45)

(ii) 社会福祉法人の資産要件(25条)について、既設法人が放課後児童健全育成事業所を設置する場合には、当該施設の用に供する不動産の全て又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこととし、令和元年度中に「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平12厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長)を改正する。

今回の提案への対応

- 「「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」の一部改正について」(令和2年1月23日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)において、対応済み(令和2年4月1日適用)。

【参考】社会福祉法人の認可について

概要

○社会福祉法人の認可について(通知)(平成12年12月1日付障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知)(抄)

(別紙1)社会福祉法人審査基準

第二 法人の資産

1 資産の所有等

(1) 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部(社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地)に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

(2) 特例

エ 既設法人が通所施設を設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

◆幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件、教員免許更新制

また、資料7-1では、幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等について、資料7-2では、教員免許更新制について説明されています。

資料7-1 から全国保育協議会事務局抜粋

幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等について緩和する特例の延長(概要) 【認定こども園法一部改正法(第2条)、教育職員免許法(第4条)】

資料7-1

現行制度

教育及び保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園への幼稚園や保育所からの円滑な移行を促進するとともに、潜在的な保育人材の掘り起しを進めるため、認定こども園法一部改正法の施行(平成27年4月1日)から5年間に限り、以下の特例を設けている。

幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格の特例(認定こども園法一部改正法附則第5条)

幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格要件 (幼稚園教諭免許状の授与及び保育士の登録の双方が原則として必要)を緩和	【原則】 幼稚園教諭免許状の授与	及び	保育士の登録
	【特例】 幼稚園教諭免許状 [*] の授与	又は	保育士の登録

※未更新の旧免許状も含む

幼稚園教諭免許状の取得の特例(教育職員免許法附則第18項(現行の第19項))

保育士の登録を受けた者について、幼稚園教諭免許状の授与の要件 (学士等の基礎資格及び大学等における単位の修得が原則として必要)を緩和 [*]	【原則】大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合 学位 (短大士/学士/修士)	+	大学等における単位の修得 (39単位/+20単位/+24単位)
	【特例】 保育士登録 + 学位	+	保育士としての勤務経験 (3年かつ4,320時間 [*]) + 大学等における単位の修得 (8単位 [*])

※厚生労働省告示において幼稚園教諭による保育士資格の取得の特例を措置
※具体的な最低在職年数及び最低単位数については文部科学省令で規定

課題

待機児童解消のために保育所等の定員増及び保育人材の確保が求められている中で、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれか一方しか保有していない保育教諭等が増えている。

改正内容

今年度末までとされている特例の期限について、令和6年度末まで5年間延長する。

※施行期日：令和2年4月1日

資料 7-2 から全国保育協議会事務局抜粋

(資料の全体は内閣府ホームページをご参照ください。)

<保育教諭における教員免許更新制の取扱いについて>

(中略)

- 経過措置期間の終了間際である令和 6 年度には、講習の受講希望が集中することが予想されることも踏まえ、幼稚園教諭免許状をお持ちの保育教諭は、免許状更新講習の受講期間を必ず確認した上で、当該期間のできるだけ早い段階から計画的に講習を受講し、免許管理者への手続きを行っていただくようお願いいたします。

3.更新の必要がある人とは？

～保育士の場合も更新が必要な？～

アルバイトやパートタイム（以下パート等とする）で教員をされている場合も、「現職教員」に含まれます。
現在の職が以下に該当するか不明の場合、勤務先の管理職の方に御確認ください。

現在の勤務先	現在の状況（職等）
①幼稚園	幼稚園教諭（非常勤講師・パート等含む）
②幼保連携型認定こども園	保育教諭（非常勤講師・パート等含む）
③幼稚園型認定こども園	幼稚園教諭（非常勤講師・パート等含む）

◆受講義務者◆

所定の期間内に更新の手続きを行わない場合、免許状は失効します。
※現職教員の場合、免許状が失効することで失職に繋がる場合もあります。

現在の勤務先	現在の状況（職等）
④幼稚園型認定こども園	保育士（パート等含む）
⑤保育所型認定こども園	保育士（パート等含む）
⑥地方裁量型認定こども園	保育士（パート等含む）
⑦認可保育所	保育士（パート等含む）
⑧幼稚園併設型認可外保育施設	保育士（パート等含む）
⑨教育以外の職、無職	・教員採用内定者 ・非常勤講師リスト登録者 ・教員経験者

◇受講対象者◇

受講義務はありませんが、免許状を更新する希望がある場合、講習を受講することができます。

- ※認可外保育施設、小規模保育施設、事業所内保育施設に勤務する保育士は、⑧に該当しない限り、受講対象者に該当しません。
- ※免許状更新講習を受講するには、上記の受講義務者若しくは受講対象者のいずれかに該当する必要があります。



【幼稚園や保育所等で「補助」や「支援員」として勤務している場合も免許状の更新が必要?】

➡教諭等の「教育職員」として勤務する者と、校長や園長等の「教育の職にある者」については、免許状を更新する義務があります。
現在の職が、更新義務のある「教育職員」等に該当しているかどうか、管理職へ御確認ください。

7 よくある御質問

問 1 自分の修了確認期限（免許状の有効期間）が分かりません。簡単に分かる方法はありませんか

(答)

文部科学省ホームページにおいて「教員免許状の有効期間確認ツール」を掲載しています。御自身の免許状情報や生年月日等を入力いただくことで、簡単に修了確認期限（有効期間の満了の日）を確認することが可能です。ぜひご活用ください。

教員免許状の有効期間確認ツール

文部科学省ホームページの「教員免許状の有効期間確認ツールについて～更新時期確認の御参考に～」のコーナーをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/013/1420173.htm

問2 かつては幼稚園教諭として勤務していたが現在は職を離れている方についても免許状が失効するのでしょうか。

(答)

平成21年3月31日までに授与された旧免許状の幼稚園教諭免許状を持っているが、現在は幼稚園の教員等の教育職員でない方は、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することの義務は課されていませんので、免許状更新講習を受講しないまま修了確認期限が経過しても、持っている教員免許状が失効することはありません。

平成21年4月1日以降に授与された新免許状の幼稚園教諭免許状については、職に就いているかどうかにかかわらず、有効期間の更新手続を行わない場合、教員免許状が失効します。

ただし、修了確認期限又は有効期間の満了の日（以下「修了確認期限等」という。）が過ぎた後に、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園の教諭・講師等につく場合は、採用されるまでに、免許状更新講習を受講・修了し免許管理者に必要な手続を行うことが必要です。（幼保連携型認定子ども園の場合は特例措置あり。問7参照）

なお、教員免許状を失効した場合であっても、教員免許状授与のために大学等で修得した単位は消えないため、引き続き教員免許状授与のための所要資格を満たしていれば、再度新免許状の授与を受けることができます。

その際、所要資格を満たした時点から10年後の年度末を既に経過している場合は、免許状の授与申請の前に、30時間以上の免許状更新講習を受講・修了することが必要です。

問3 「認定こども園に勤務する保育士」、「認可保育所に勤務する保育士」及び「幼稚園を設置する学校法人等が設置する認可外保育施設に勤務する保育士」のうち教員免許状を有する者についてはどのように取り扱われるのでしょうか。

(答)

教員等の教育職員ではありませんので、各自の修了確認期限等までに免許状更新講習を受講し、免許管理者への手続を行う必要はありませんが、これらの保育士は免許状更新講習を受講することができる者とされており、任意で各自の修了確認期限等までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者への手続を行うことができます。

◆保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方

なお、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しについて」の説明動画の中で、保育所等において「子どもが全員帰宅した後の取扱いに関し、保育士がいなくても可」とすることを改めて周知することとされています。

これについて、資料1のとおり「保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について（通知）」が令和2年2月14日に発出されていますので、併せてご確認ください。

本通知の趣旨は次のとおりです。

(通知から全国保育協議会事務局抜粋)

保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について（通知）

2. 利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置について

現行の規定においては、設備運営基準第33条第2項ただし書等、保育所等における保育士の配置を担保するための規定を設けているところ。当該規定の趣旨は、設備運営基準第33条第2項に基づき算出される配置すべき職員数にかかわらず、利用乳幼児に対して保育を提供するために必要な保育士の配置を確保するものであり、施設が開所する全ての時間帯において保育士を配置することを求めるものではない。

保育所等において、開所時間中に、全ての利用乳幼児が帰宅するなどにより利用乳幼児のいない時間帯が生じた場合にあっては、保育士の配置を求めないこととする事も差し支えない。ただし、この場合においても、突発的な事由により、自治体又は保護者から保育所に対して至急連絡を取る必要が生じた際に、少なくとも保育所等の開所時間内においては、随時円滑に施設管理者への連絡を取れる体制を確保すること。

(後略)